

特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会認定医制度規則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 日本睡眠歯科学会（以下、本学会という）は睡眠呼吸障害治療のための口腔内装置をはじめとした、口腔と関連する睡眠障害の研究や臨床を推進し、治療に直接かわる歯科医師、医師、およびコ・デンタル、メディカルスタッフの教育研修を進める。本学会は、高度でかつ専門的な睡眠医療の能力を持つ歯科医師、医師、ならびにコ・デンタル、メディカルスタッフを養成し、国民に高水準な睡眠歯科医療を提供するために認定医制度を確立し、広く国民の健康増進と福祉に貢献することを目的とする。

（認定）

第 2 条 本制度は認定医、指導医の認定を行う。

第 2 章 認定制度委員会

（委員会の設置）

第 3 条

- 1 本学会は、前条の目的を達成するため、認定制度委員会を置く。
- 2 委員長および副委員長は、理事長が理事または評議員の中から選出し、若干名の委員とともに理事会の議を経て委嘱する。
- 3 理事長および認定制度委員は職責による委員とする。
- 4 委員会の構成および運営などは、別に定める認定委員会規則による。

（業務）

第 4 条 認定制度委員会は、この規則によって以下の業務を所掌する。

- 1 認定制度に関する諸問題を検討する。
- 2 日本睡眠歯科学会認定医（以下、認定医という）の認定審査を行う。
- 3 日本睡眠歯科学会認定指導医（以下、指導医という）の認定審査を行う。
- 4 認定医、指導医の資格更新に関する審査を行う。
- 5 認定医、指導医の資格喪失ならびに認定取消に関する審査を行う。
- 6 認定医制度施行細則および認定医制度内規などの改訂に関する審議を行う。
- 7 関連学会との連絡および調整を行う。

第 3 章 認定審査・試験委員会

第 5 条 認定審査・試験委員会は、認定医および指導医の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1 研修カリキュラムの公示
- 2 申請資格の審査
- 3 認定試験の施行と評価判定
- 4 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 5 その他、認定業務に必要な事項

第 4 章 認定医の申請資格

第 6 条 認定医の認定を申請する者（以下、認定医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1 歯科医師免許あるいは医師免許取得後、臨床研修を修了し 3 年間以上の歯科医療に関する実地経験を有すること。
- 2 臨床研修の修了後、指導医の許で睡眠時無呼吸症および関連する睡眠障害の医療に関する 2 年間以上の臨床経験を有すること、あるいは、それと同程度以上の睡眠医療に関する臨床経験を有すること。
- 3 本学会の 3 年間以上の会員歴を有し、本学会や関連する学会の 2 回以上の定期学術集会に参加していること。ただし、本学会が行う 1 回の学術／教育研修会を修了している場合には、そのことを 1 回の定期学術集会に参加したこととみなす。
- 4 睡眠医療についての幅広い知識と睡眠時無呼吸症、および、睡眠に関連するその他の疾患についての診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査記録を判読する能力を有すること。
- 5 本学会学術集会において演題発表あるいは報告発表を 1 題以上行っていること。
- 6 認定審査・試験委員会は、認定医申請者につき、上記の諸事項に関し予備審査の上、記述試験および提出した症例報告書に関する内容を中心とした口頭試問を行い、適否を評価し、最終的に認定制度委員会にて学会認定医を認定する。

第 5 章 認定医の認定

（申請方法）

第 7 条

- 1 認定医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定審査・

試験委員会に提出しなければならない。

- 1) 学会認定医の申請書。
 - 2) 最終学歴，歯科医師あるいは医師免許取得年月日，職歴，本学会の会員歴を含む履歴書。
 - 3) 睡眠時無呼吸症候群および関連する睡眠障害の医療に従事したことを示す学会指導医による証明書。
 - 4) 本学会や日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）と本学会が行う学術／教育研修会の修了証のコピー。
 - 5) 睡眠時無呼吸症候群あるいは関連する睡眠障害 3 症例についての症例報告書（詳細については施行細則第 1 章第 1 条を参照のこと，また各症例報告書には，その症例についての医療および報告書作成の指導を行った学会指導医が確認したことを示す署名・捺印を受けること）。
 - 6) 本学会学術総会での学会発表あるいは報告発表の報告書とその抄録のコピー。
 - 7) 本学会「禁煙推進宣言」に対する同意書。
 - 8) 米国心臓協会（AHA），日本救急医学会あるいは各種医療機関のいずれかが実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）の参加を証明する修了証のコピー。
- 2 認定審査会は，必要に応じてその他の資料などの提出を求めることができる。

（審査ならびに認定）

第 8 条

- 1 認定医の審査は，申請書類および試験によって行う。試験は筆記試験および口頭試問を行う。
- 2 認定医申請者については，認定制度委員会が認定医としての適否を判定し，理事会に答申して承認を得るものとする。
- 3 理事会にて承認された判定結果は，評議員会および総会にて報告する。
- 4 この規則に定めるものの他，認定医の資格審査ならびに認定方法などについては施行細則として別に定める。

（認定証の交付）

第 9 条

- 1 所定の登録料を納付し，登録手続を完了した認定医申請者を本学会認定医として登録し，認定証を交付する。
- 2 認定証の有効期間は，交付の日から 5 年とする。

第 6 章 指導医の申請資格

(申請資格)

第 10 条 指導医の認定を申請する者（以下、指導医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1 本学会の認定医であること。
- 2 別記要件を満たす研修施設にて認定医の研修指導あるいは育成を担当し、睡眠歯科の発展と向上に資する者。
- 3 睡眠歯科に関する診療、教育および研究の指導が行える資質を有する者。
- 4 6 年以上継続して本学会会員であり、会費を全納していること。
- 5 認定医取得後、指導医の許で通算 3 年以上、睡眠歯科に関する診療に従事していること。
- 6 別に定める診療実績、論文業績および学会発表と参加の業績を有すること。
- 7 なお、日本睡眠学会の専門医、歯科専門医に関しては、本学会会員であれば 1, 4, 5, 6 に関わらず認定医と指導医の同時申請を認める。

第 7 章 指導医の認定

(申請方法)

第 11 条

- 1 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定審査・試験委員会に提出しなければならない。
 - 1) 指導医認定申請書。
 - 2) 履歴書。
 - 3) 本学会認定医認定証のコピー。
 - 4) 研修施設在籍（職）証明書および推薦状。
 - 5) 本学会継続会員証明書。
 - 6) 診療実績報告書。
 - 7) 論文業績報告書。
 - 8) 学会発表報告書。
 - 9) 小論文。
- 2 認定医委員会は、必要に応じてその他の資料などの提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第 12 条

- 1 指導医の審査は、指導医申請者につき、認定審査・試験委員会が申請書類で評価

を行い、認定制度委員会が指導医としての適否を最終判定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

- 2 理事会にて承認された判定結果は、評議員会および総会にて報告をする。
- 3 この規則に定めるものの他、指導医の資格審査ならびに認定方法などについては施行細則として別に定める。

(認定証の交付)

第 13 条

- 1 所定の登録手続を完了した指導医申請者を本学会指導医として登録し、認定証を交付する。
- 2 認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。
- 3 指導医取得時に認定医は自動的に更新される。

第 8 章 研修施設の要件

第 14 条 指導医が睡眠歯科医療の研修を行う施設（以下、研修施設という）は、次の各号に定めるすべての要件を必要とする。

- 1 睡眠歯科治療を施行しその研修が可能な施設であること。
- 2 睡眠時無呼吸症および、その関連疾患を診療の対象とし、睡眠ポリグラフ検査を常時行っているか、検査可能な医療機関と連携していること。
- 3 認定医制度施行細則第 1 章認定医の申請資格第 1 条診療実績のカテゴリー 1, 2 に定められた睡眠歯科治療が、年間 10 例以上、但しカテゴリー 1 を 5 症例以上含み、過去 3 年以上に渡って行われていること。
- 4 他の専門的医療機関との連携を緊密に保ち、患者の医療についての相談・紹介をすることにより、各研修施設での対応困難な睡眠障害の患者が十分な医療を受けられることが可能である。
- 5 教育行事の開催が恒常的に行われていること。
- 6 診療スペースは禁煙となっていること。
- 7 AED を含む救急救命器具を施設内に有すること。

第 9 章 資格の更新

(更新義務)

第 15 条

- 1 認定医、指導医は 5 年ごとにその資格を更新しなければならない。
- 2 更新の申請方法、審査ならびに認定方法などについては別に定める。

第 10 章 資格の喪失ならびに認定の取消

(事由)

第 16 条

- 1 認定医および指導医が次の事項に該当するとき、認定医制度委員会および理事会の議を経て、認定を取り消す。なお、指導医であって申請時満 60 歳を超えた者は終身指導医と認定し、それ以降の更新を要しない。
 - 1) 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき
 - 2) 資格の更新を行わなかったとき
 - 3) 歯科医師または医師の免許が取消されたとき
 - 4) 本学会会員の資格を喪失したとき
 - 5) 認定医、指導医としてふさわしくない行為があったとき
 - 6) 申請書類などに重大な誤りがあったとき
- 2 認定制度委員会は、会員が前項第 5 号または第 6 号に該当するとき、資格喪失の認定前に当該会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項第 1 号、第 2 号、第 5 号および第 6 号に該当する資格の喪失の適否については、認定制度委員会の議を経なければならない。
- 4 理事会にて承認された結果は、評議員会および総会にて報告する。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第 17 条

- 1 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
- 2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第 11 章 補 則

第 18 条 本規則は、平成 26 年総会翌日から施行する。

第 19 条 本規則の第 4 章から第 9 章の規定は、平成 31 年度以降の申請ならびに更新申請から適用し、平成 26 年から 5 年間を暫定期間とする。

第 20 条 暫定期間中に認定医あるいは指導医の資格を取得しようとする者に対する資格取得の方法などについては暫定措置規約として別に定める。

第 21 条 本規則の改訂は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければなら
ない。

施行 平成 27 年 11 月 22 日

改訂 令和 2 年 7 月 31 日

特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会認定医制度施行細則

第 1 章 認定医の申請資格

第 1 条 認定医の診療実績は下記のものとする。

(診療実績)

- 1 診療実績は症例の報告とし、申請者が必ずしも申請症例の主治医である必要はないが、治療チームの一員であることが必要である。ただし、申請症例を他の申請者と重複して使用することはできない。
- 2 以下診療分野区分に示す診療分野を 2 分した症例についての一覧を提出する。
カテゴリー 1 から 3 症例あるいは、カテゴリー 2 からの 1 症例を含む計 3 症例の症例報告を提出する。但し、最低 1 例に関しては診断・術後の両方において Full PSG で行っていること。
やむをえない場合に限り、他の 2 例に関しては簡易モニタ (type3 以上) でも良いこととする。また、全ての症例で顎顔面に関する術前評価 (セファログラムあるいは頭部単純レントゲン写真等) を行っていること。
- 3 診療分野区分
 - 1) カテゴリー 1
睡眠時無呼吸症に対する口腔内装置治療、あるいは口腔内装置治療との併用療法
 - 2) カテゴリー 2
睡眠時無呼吸症に対する口腔内装置以外の治療、およびその他の睡眠関連呼吸障害、睡眠時関連障害としての睡眠関連歯ぎしりや顎関節症、睡眠時の口腔顔面運動異常症、睡眠障害を呈する口腔顔面領域の疼痛など

第 2 条 学会発表あるいは症例報告は下記のものとする。発表者または共同発表者を問わず、本学会学術集会において演題発表あるいは報告発表を 1 題以上行っていること。

第 3 条 学術総会への参加
本学会学術総会へ 3 年間に 2 回以上の参加するものとする。

第 2 章 指導医の申請要件

第 4 条 指導医の診療実績は下記のものとする。

(診療実績)

- 1 診療実績は最近 3 年間の症例一覧とし、申請者が必ずしも申請症例の主治医で

ある必要はないが、治療チームの一員であることが必要である。ただし、申請症例を他の指導医申請者と重複して使用することはできない。症例一覧には、診療および報告書作成の指導を行った学会指導医が確認したことを示す署名・捺印を受けること。

- 2 診療実績はカテゴリー 1 からの 5 症例を含む年間計 10 症例以上を直近 3 年分について提出する。
- 3 認定医申請時に提出した症例と重複してはならない。

第 5 条 論文実績は下記のものとする。

- 1 査読のある学術雑誌に 2 編以上、うち 1 編は筆頭著者とする。
- 2 本学会雑誌「睡眠口腔医学」あるいは「Sleep and Breathing」に掲載された論文は筆頭著者または共著者を問わず 1 編以上とし、後掲する関連学会（別表 2）の学術雑誌に掲載された論文は、内容が睡眠関連領域のものとする。
- 3 関連学会以外の学術雑誌に掲載された論文で睡眠歯科領域のものは認定審査会で審査し、適切と判断されれば関連学会の学術雑誌に掲載された論文と同様に扱う。

第 6 条 学会発表は下記のものとする。

- 1 睡眠に関連した学会発表を 2 題以上、うち 1 題は筆頭発表者とする。
- 2 本学会学術総会にて発表された報告は、発表者または共同発表者を問わず 1 題以上とする。
- 3 後掲する関連学会の学術大会にて発表された報告は、発表者または共同発表者を問わないが、発表内容は睡眠歯科領域のものとする。
- 4 本学会学術総会および関連学会以外の学術大会にて発表された睡眠歯科領域の報告で、認定審査・試験委員会で審査し適切と判断されれば関連学会の学術大会に発表された報告と同様に扱う。但し、1 題までとする。

第 7 条 本学会学術総会へ 3 年間に 2 回以上の参加するものとする。

第 3 章 認定医の試験内容と指導医申請時の小論文の内容

第 8 条 試験内容は以下のようにする。

- 1 認定医試験の筆記試験は記述式とする。
- 2 認定医試験の口頭試問は報告された症例を中心に行う。
- 3 指導医申請時の小論文は、1,200 字程度とし、指導医としての見識を問うものとする。

第 4 章 資格の更新

(更新義務)

第 9 条

- 1 認定医，指導医は 5 年ごとにその資格を更新しなければならない。
- 2 更新の申請方法，審査ならびに認定方法などについては別に定める。指導医の更新については，60 歳を超えているものは申請すれば指導医の申請料をもって終身指導医として登録し，以後の更新は必要ない。なお，認定証の登録期限は「終身」とする。
- 3 やむをえない事由により期限内の更新が困難である場合，申請者からの申し出があれば認定制度委員会で検討する。

(認定医の更新要件)

第 10 条

- 1 下表の項目（別表 1）を計 50 単位以上習得する。
- 2 日本睡眠歯科学会学術集会に 3 回以上参加すること。
- 3 日本睡眠歯科学会学術 / 教育研修会（エキスパート講座，睡眠歯科医学基礎講座，睡眠学セミナー，その他本会主催の研修会）に 1 回以上参加すること。

(指導医の更新要件)

第 11 条 日本睡眠歯科学会での発表 1 回（共同発表者も可，座長を含む）

第 5 章 認定料・登録料および更新料

第 12 条 認定料・登録料および更新料は以下のようにする。

- 1 認定医および指導医の申請料ともに各 1 万円，登録料は認定医 2 万円・指導医 3 万円とする。
- 2 認定医・指導医の更新は，認定医 2 万円・指導医 3 万円とする。
- 3 認定医更新期限前に指導医を追加申請する者は，指導医取得時に認定医期間も自動的に更新される。その際の更新料は指導医の申請・登録料で行う。なお，認定規則第 6 章，第 10 条，7 にて認定医，指導医を同時取得する場合は，認定医および指導医それぞれの申請料・登録料が必要である。

第 6 章 関連学会

第 13 条 本学会認定医制度関連学会として（別表 2）に示す学会を指定する。

第 14 条 別表の運用は認定制度委員会が行う。

別表 1 日本睡眠歯科学会更新単位表

区分	種別	単位
参加	日本睡眠歯科学会学術集会	10
	日本睡眠歯科学会学術 / 教育研修会（エキスパート講座、 睡眠歯科医学基礎講座、睡眠学セミナー、 その他本会主催の研修会）	5
	日本睡眠学会	5
	睡眠関係国際学会	5
	日本睡眠歯科学会の後援・共催するセミナー	2
発表	日本睡眠歯科学会学術集会 筆頭	5
	日本睡眠歯科学会学術集会 共同	2
	日本睡眠学会を含む関連学会での睡眠に関する発表 筆頭	2
	日本睡眠学会を含む関連学会での睡眠に関する発表 共同	1
論文	睡眠口腔医学および Sleep and Breathing 筆頭	10
	睡眠口腔医学および Sleep and Breathing 共同	5
	関連学会誌での睡眠に関する投稿 筆頭	5
	関連学会誌での睡眠に関する投稿 共同	3

別表 2 日本睡眠歯科学会認定医制度関連学会

- 1 日本睡眠学会
- 2 アジア睡眠学会（ASRS）
- 3 世界睡眠学会連合（WFSRSMS）
- 4 アメリカ睡眠学会（APSS）
- 5 ヨーロッパ睡眠学会（ESRS）
- 6 World Congress on Sleep Apnea（WCSA）
- 7 アメリカ睡眠歯科学会等，諸外国の睡眠歯科学会

1. 日本口腔外科学会
2. 日本小児歯科学会
3. 日本口腔科学会
4. 日本有病者歯科医療学会
5. 日本顎口腔機能学会
6. 日本顎変形症学会

7. 日本顎顔面補綴学会
8. 日本顎咬合学会
9. 日本小児口腔外科学会
10. 日本顎顔面インプラント学会
11. 日本口腔診断学会
12. 日本口腔リハビリテーション学会
13. 日本補綴歯科学会
14. 日本矯正歯科学会
15. 日本歯科麻酔学会
16. 日本口腔インプラント学会
17. 日本歯科放射線学会
18. 日本口腔顎顔面外傷学会
19. 日本口蓋裂学会
20. 日本顎関節学会
21. 日本顎変形症学会
22. 各大学学内学会

施行 平成 27 年 11 月 22 日

改訂 令和 2 年 7 月 31 日

特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会認定委員会規則

第 1 章 業務範囲

第 1 条 認定制度委員会は、以下の業務を所掌する。

- 1 認定医制度に関する諸問題を検討する。
- 2 日本睡眠歯科学会認定医（以下、認定医という）の認定審査を行う。
- 3 日本睡眠歯科学会認定指導医（以下、指導医という）の認定審査を行う。
- 4 認定医、指導医の資格更新に関する審査を行う。
- 5 認定医、指導医の資格喪失ならびに認定取消に関する審査を行う。
- 6 認定医制度施行細則および認定医制度内規などの改訂に関する審議を行う。
- 7 関連学会との連絡および調整を行う。

第 2 条 認定審査・試験委員会は、以下の業務を所掌する。

- 1 研修カリキュラムの公示
- 2 申請資格の審査
- 3 認定試験の施行と評価判定
- 4 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 5 その他、認定業務に必要な事項

第 2 章 委員会の構成および任期

第 3 条 委員長は、理事長が理事または評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。

第 4 条 委員長は、若干名の委員を会員から選出し、理事会の議を経て委嘱する。

第 5 条 認定制度委員会および認定審査・試験委員会は職責による委員とする。

第 6 条 委員会の構成は、評議員会および総会にて報告される。

第 7 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 3 章 委員会の運営

- 第 8 条 委員会は委任状を含む過半数を超える委員の出席にて成立する。必要がある場合には、委員長または副委員長の要請にて e-mail を含む書面委員会を開催する。
- 第 9 条 認定審査・試験委員会は認定医制度の申請書類を学会事務局による事務的審査後に審査し、記述試験および口頭試問を行う申請者を選考する。
- 第 10 条 認定制度委員会は認定審査・試験委員会の作成した記述試験および口頭試問の結果の資料を基に、総合的な合否判定を委員の多数決にて決する。賛否同数の場合は委員長の職権にて判定する。
- 第 11 条 認定医制度の合否判定は速やかに理事会に送付してその議に付す。
- 第 12 条 認定医制度の公表前の合否判定結果ならびに選考過程の内容は申請者の希望があってもこれを通知しない。
- 第 13 条 認定医制度の申請書類の疑義は指導医からの書面にての照会がある場合には、可能な限り回答することを原則とする。

第 4 章 認定委員会規則の変更

- 第 14 条 委員会規則の変更は委員会の多数決にて決し、理事会および評議員会、総会に報告する。

施行 平成 27 年 11 月 22 日

改訂 令和 2 年 7 月 31 日